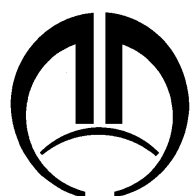


藤岡市

環境事業概要



平成 30 年度
藤岡市役所 市民環境部 環境課
《平成 29 年度事務事業》

= 目 次 =

I 藤岡市の沿革

1 藤岡市の概要	1
2 人口及び世帯数	2
3 地目別面積	2
4 気象概況	2

II 環境課の沿革

1 組織構成及び事務分掌	3
(1) 組織構成	3
(2) 事務分掌	3
(3) 職員配置状況	3

III 環境課の事業

1 環境審議会	4
(1) 環境審議会とは	4
(2) 藤岡市環境審議会会員名簿	4
2 地球温暖化対策	5
(1) 原因活動別活動量	5
(2) 温室効果ガス排出量	5
(3) ガス種別温室効果ガス排出量（平成29年度）	6
(4) 温室効果ガス以外の環境負荷状況	7
(5) フロン排出抑制法による第一種特定製品の管理	8
3 エネルギー使用の合理化	9
(1) エネルギーの使用量	9
4 新エネルギー対策推進事業	9
(1) 住宅用太陽光発電システム設置費補助金	9
(2) EV（電気自動車）用急速充電器	10
(3) 公共施設における新エネルギー導入状況	10
5 環境美化関連事業	11
(1) 不法投棄対策	11
(2) 地域美化活動推進事業（アダプト・プログラム）	11
6 苦情処理件数の推移	12
7 環境保全協定	13
8 公害防止施設整備資金	14

9	大気汚染の防止	14
	(1) 光化学オキシダント注意報発令状況	14
	(2) 微小粒子状物質 (PM2.5) について	15
	(3) ダイオキシン類調査測定結果	15
10	騒音・振動の防止	16
	(1) 環境騒音測定調査	16
	(2) 自動車騒音常時監視測定調査	17
	(3) 上越、長野新幹線鉄道騒音・振動調査	18
	(4) 高速自動車道路における防音壁の設置状況	18
11	水質汚濁の防止	19
	(1) 鮎川及び笹川, 中川, 温井川, 中島川, 思川, 三波川, 猿田川の水質	19
	(2) 検査項目別経年比較	20
	(3) 生活環境の保全に関する河川環境基準	22
12	悪臭の防止	23
	(1) 悪臭防止法とは	23
	(2) 悪臭防止法による県、市町村の事務	24
	(3) 悪臭発生源と関連する主な法令	24
13	犬の登録と狂犬病予防注射	25
	(1) 平成29年度狂犬病予防集合注射の実施状況	25
	(2) 犬の登録頭数及び狂犬病予防注射の実績	25
	(3) 犬ふん害防止啓発看板の配布	25
14	空間放射線量の測定調査	26
15	スズメバチ駆除費補助金	27
16	墓地・納骨堂等の経営等の許可等	27
17	専用水道・簡易専用水道、小水道等の衛生管理	28
18	環境基本計画における目標指標(ベンチマーク)達成状況	29

I 藤岡市の沿革

1 藤岡市の概要

1 位置・面積

本市は群馬県の南西部に位置し、東は埼玉県上里町・神川町、西は高崎市（旧吉井町）・甘楽町、南は神流町・埼玉県秩父市、北は高崎市（旧新町）・玉村町と隣接し、総面積は平成18年1月1日に鬼石町と合併し180.29㎢となりました。

また、市内には関越自動車道と上信越自動車道が通ることで、東京圏から藤岡インターチェンジまでは約1時間で結ばれています。

2 地形・水系

本市は関東平野の北西に位置し、市街地やほとんどは標高80～100mの平坦部に分布しています。また、市南部から南西部にかけては、秩父山地に続く山岳部で、市の標高分布は、烏川河床の57mから赤久縄山の1,523mに及んでいます。

また、市内には利根川水系である鮎川、鐮川、烏川、神流川が流れ、最南部には首都圏の水瓶の下久保ダムがあり、緑と清流に恵まれた都市です。



資料：第5次総合計画

2 人口及び世帯数

[人口及び世帯数の推移]

(各年度4月1日現在)

年次	人 口			世帯数	一世帯当 たり人員	対前表示年 人口増加数	人口 密度
	総数	男	女				
26年	68,194	33,442	34,752	26,486	2.57	△ 422	378.7
27年	67,596	33,197	34,399	26,573	2.54	△ 598	374.9
28年	67,001	32,862	34,139	26,841	2.50	△ 595	371.6
29年	66,564	32,652	33,912	27,099	2.46	△ 437	369.2
30年	65,984	32,383	33,601	27,261	2.42	△ 580	366.0

資料：藤岡市統計書

3 地目別面積

(各年1月1日現在 単位：ha)

年次	総面積	田	畑	宅 地	山 林	原 野	雑種地	その他
26	18,009	1,011.2	1,759.6	1,584.6	6,003.1	116.5	1,126.7	6,407.4
27	18,029	998.3	1,754.4	1,586.4	6,001.9	116.4	1,134.9	6,436.7
28	18,029	989.6	1,741.6	1,592.7	6,002.6	116.7	1,148.5	6,437.3
29	18,029	987.3	1,731.8	1,597.7	5,993.6	116.7	1,153.0	6,448.9
30	18,029	981.0	1,714.8	1,615.5	6,000.0	117.4	1,160.3	6,440.1

※平成26年10月1日：国土地理院により総面積を変更。各年1月1日現在

資料：藤岡市統計書

4 気象概況

(午前9時観測)

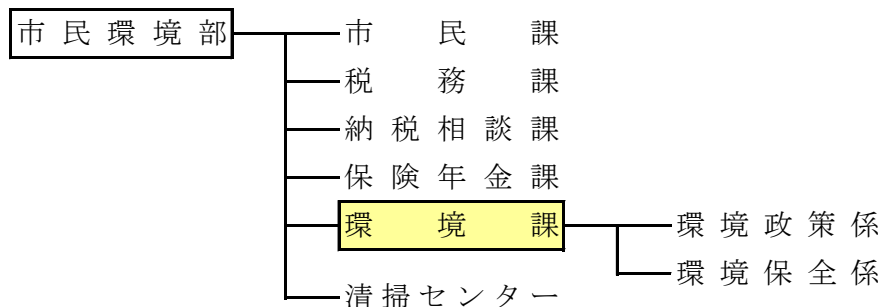
年次	気温(℃)			湿度(%)		降水量(mm)		風速(m/sec)		天 気 日 数				
	平均	最高	最低	平均	最低	年間	日最大	平均	日最大	快晴	晴	曇	雨	雪
25	15.5	40.5	-5.4	66.4	15.7	966.0	91.0	2.6	28.6	82	160	91	31	1
26	15.1	39.6	-5.4	65.7	15.9	1,042.5	84.0	2.5	23.9	81	172	74	35	3
27	15.7	38.8	-4.7	68.3	14.0	1,064.5	110.0	2.4	23.8	51	174	99	40	1
28	15.2	37.6	-5.8	70.0	10.2	1,046.5	94.5	2.5	23.1	62	156	110	35	3
29	14.5	36.0	-5.0	69.6	11.1	1,130.0	98.0	2.6	27.1	64	173	87	40	1

資料：藤岡市統計書

II 環境課の沿革

1 組織構成及び事務分掌

(1) 組織構成



(2) 事務分掌

環境課

- 1 環境政策の企画及び総合調整に関すること
- 2 地球温暖化対策及びエネルギー対策に関すること
- 3 環境保全の総合調整及び啓発に関すること
- 4 公害対策及び相談に関すること
- 5 狂犬病予防に関すること
- 6 墓地等の経営許可等に関すること
- 7 公衆浴場に関すること
- 8 そ族、昆虫駆除に関すること
- 9 感染予防に係る消毒に関すること
- 10 専用水道、簡易専用水道、小水道等に関すること
- 11 産業廃棄物に係る県との連絡調整に関すること

《市役所正面玄関》



(3) 職員配置状況

(人)

	部長	副部長	参事兼課長	課長	課長補佐兼係長	係長	主幹	主査	係長代理	主任	主事	嘱託職員	臨時職員
市民環境部	1												
環境課 (8人)				1	2					1	2	2	
環境政策係 (3人)					1					1	1		
環境保全係 (4人)					1						1	2	

※平成30年4月1日現在

Ⅲ 環境課の事業

1 環境審議会

(1) 環境審議会とは

環境審議会は、良好な環境の保全及び創造を図るための推進体制として、藤岡市環境基本条例第17条の規定に基づき設置された機関です。

環境審議会では、市長の諮問に応じ藤岡市環境基本条例第4条に規定する施策の策定に関することや、良好な環境の保全及び創造に関する基本的事項に関することについて調査・審議し、市長へ答申する役割を担っています。

(2) 藤岡市環境審議会委員名簿

平成30年6月1日現在
任期2年：H30. 6. 1～H32. 5. 31

	所 属 機 関 等	氏 名
学識経験者	医学博士	ハラ ヨシヒコ 原 善彦
	群馬医療福祉大学看護学部看護学科 准教授	ゲンナイ カズコ 源内 和子
	高崎経済大学地域政策学部地域づくり学科 教授	イイジマ アキヒロ 飯島 明宏
市民及び各種団体を代表する者	藤岡市区長会	アキバ マサミチ 秋葉 正道
	藤岡市連合婦人会	ソメヤ サカエ 染谷 さかえ
	藤岡市商工会議所 青年部	シミズ カズノリ 清水 一憲
	藤岡市健康推進員協議会	アライ エイコ 新井 栄子
	藤岡青年経営者協議会	ウラベ マサヒト 浦部 雅仁
	藤岡労働基準協会	イシザキ カツヒロ 石崎 勝宥
	公益社団法人群馬県環境資源保全協会藤岡支部	カンダ カズオ 神田 和生
	カワゲラの会	カケガワ ユウコ 掛川 優子
	宮本町生活学校	フクシマ テルエ 福嶋 瑩江
	群馬県環境アドバイザー藤岡ブロック	ムトウ クニヒロ 武藤 国浩
日野ホタルの会	フクダ カズオ 福田 一男	
事業者	市光工業株式会社 藤岡製造所	ミネギシ リュウジ 峯岸 竜二
	群馬県建設業協会 藤岡支部 株式会社 塚本工務店	ツカモト サダオ 塚本 定夫
	生活協同組合コープぐんま	ハリヤ ソトム 針谷 勉
行政機関職員	群馬県西部環境森林事務所	コンドウ ナオシ 近藤 尚志
	藤岡市小中学校校長会	ミヤザワ カツミ 宮澤 克巳

※ 環境審議会は、平成8年4月1日に設置

2 地球温暖化対策

本市では「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づく地方公共団体実行計画として「藤岡市地球温暖化対策実行計画」2007(平成19)年9月に策定し、市自らの事務・事業から排出される温室効果ガスの削減に取り組んできました。2011(平成23)年度から2016(平成28)年度の5年間の第2期の計画期間が終了し、2017(平成29)年3月に、第3期「藤岡市地球温暖化対策実行計画」を策定し、市の事務・事業に対する地球温暖化防止対策を推進しております。計画の期間は、2015(平成27)年度を基準年度とし、2017(平成29)年度から2021年度までの5年間とし、温室効果ガスの総排出量を毎年1%、5年間で5%以上削減する事を目標としています。

(1) 原因活動別活動量

項目	年度	単位	H27 (基準年度)	H29	H30	2019	2020	2021	削減率		
									前年比	H27年比	
燃料の使用	ガソリン	ℓ	78,117	82,842						6.0%	
	灯油	ℓ	206,887	220,669						6.7%	
	軽油	ℓ	51,805	58,122						12.2%	
	A重油	ℓ	137,600	31,000						-77.5%	
	液化石油ガス(LPG)	kg	57,710	120,800						109.3%	
	都市ガス	m ³	334,876	304,307						-9.1%	
電気の使用		kWh	17,075,540	16,948,091						-0.7%	
自動車の走行	ガソリン	普通・小型乗用車	km	192,988	204,396						5.9%
		軽乗用車	km	261,225	287,027						9.9%
		普通貨物車	km	0	0						—
		小型貨物車	km	112,718	111,915						-0.7%
		軽貨物車	km	282,571	294,153						4.1%
		特殊用途車	km	9,259	17,947						93.8%
	ディーゼル	普通・小型乗用車	km	0	35,239						—
		普通貨物車	km	124,969	127,892						2.3%
		小型貨物車	km	21,336	22,066						3.4%
		特殊用途車	km	69,129	39,785						-42.4%
バス	km	111,782	97,612						-12.7%		
カーエアコンの使用台数		台	222	230						3.6%	
麻酔剤(笑気ガス)の使用量		kg	0	0						—	
一般廃棄物焼却量		t	25,650	26,325						2.6%	
廃プラスチックの焼却量		t	1,975	2,417						22.4%	

(2) 温室効果ガス排出量(CO₂, CH₄, N₂O, HFC) (単位: kg-CO₂)

項目	年度	H27 (基準年度)	H29	H30	2019	2020	2021	削減率	
								前年比	H27年比
燃料の使用	ガソリン	181,231	192,193						6.0%
	灯油	515,149	549,466						6.7%
	軽油	133,657	149,954						12.2%
	A重油	372,896	84,010						-77.5%
	液化石油ガス(LPG)	144,852	303,207						109.3%
	都市ガス	719,983	654,260						-9.1%
電気の使用		8,706,624	8,224,879						-5.5%
自動車の走行		8,492	8,690						2.3%
カーエアコンの使用		3,175	3,289						3.6%
麻酔ガスの使用		0	0						—
一般廃棄物の焼却		433,398	445,425						2.8%
廃プラスチックの焼却		5,470,750	6,695,090						22.4%
計		16,690,207	17,310,463						3.7%
対基準年度比		—	3.7%						
目標値		—	16,523,305						
削減率(目標)		—	1.00%						

(3) ガス種別温室効果ガス排出量 (平成29年度)

①ガスの種別：二酸化炭素 (CO₂)

種別	原因活動	単位	使用量活動量 (A)	排出係数 (B)	温室効果ガス 排出量 (kg-CO ₂) {(A) × (B)} (C)	地球温暖 化係数 (F)	CO ₂ 換算後 (kg-CO ₂) (E) × (F)	構成比	
CO ₂	燃料 使用量	ガソリン	ℓ	82,842	2.32	192,193	1	192,193	1.110%
		灯油	ℓ	220,669	2.49			549,466	3.174%
		軽油	ℓ	58,122	2.58			149,954	0.866%
		△重油	ℓ	31,000	2.71			84,010	0.485%
		液化石油ガス(LPG)	kg	120,800	2.51			303,207	1.751%
		都市ガス	m ³	304,307	2.15			654,260	3.780%
	電気使用量	kwh	16,948,091	※	8,224,879	8,224,879	47.514%		
廃プラスチック焼却量	t	2,417	2770	6,695,090	6,695,090	38.677%			
合 計					16,853,059		① 16,853,059	97.358%	
二酸化炭素 (CO ₂)		炭素と炭素が結合してできる化合物で、赤外線を吸収して熱を閉じ込める性質を持つ。化石燃料の燃焼や廃棄物の焼却により発生。我が国の温室効果ガス排出量の9割以上を占めます。							

※ 東京電力：0.486、エネサーブ：0.493、リエスパワー(株)：0.538、(株)エネット：0.405

②ガスの種別：メタン (CH₄)

種別	原因活動	単位	使用量活動量 (A)	排出係数 (B)	温室効果ガス 排出量 (kg-CH ₄) {(A) × (B)} (C)	地球温暖 化係数 (D)	CO ₂ 換算後 (kg-CO ₂) (C) × (D)	構成比			
CH ₄	自動 車の 走行 量	ガ ソ リ ン	普通・小型乗用車	km	204,396	0.0000100	16	25	370	0.002%	
			軽乗用車	km	287,027	0.0000100					3
			普通貨物車	km	0	0.0000350					0
			小型貨物車	km	111,915	0.0000150					2
			軽貨物車	km	294,153	0.0000110					3
			特殊用途車	km	17,947	0.0000350					1
	軽 油	普通・小型乗用車	km	35,239	0.0000020	0					
		普通貨物車	km	127,892	0.0000150	2					
		小型貨物車	km	22,066	0.0000080	0					
		特殊用途車	km	39,785	0.0000130	1					
		バス	km	97,612	0.0000170	2					
		一般廃棄物焼却量	t	26,325	0.0009500	25	625	0.004%			
合 計					41		②995	0.006%			
メタン (CH ₄)		天然ガスの主成分で有機物の腐敗・発酵によっても発生する。化石燃料の燃焼、廃棄物の焼却により発生します。									

③ガスの種別：一酸化二窒素 (N₂O)

種別	原因活動	単位	使用量活動量 (A)	排出係数 (B)	温室効果ガス 排出量 (kg-N ₂ O) {(A) × (B)} (C)	地球温暖 化係数 (D)	CO ₂ 換算後 (kg-CO ₂) (C) × (D)	構成比			
N ₂ O	自動 車の 走行 量	ガ ソ リ ン	普通・小型乗用車	km	204,396	0.000029	27	298	8,320	0.046%	
			軽乗用車	km	287,027	0.000022					6
			普通貨物車	km	0	0.000039					0
			小型貨物車	km	111,915	0.000026					3
			軽貨物車	km	294,153	0.000022					6
			特殊用途車	km	17,947	0.000035					1
	軽 油	普通・小型乗用車	km	35,239	0.000007	0					
		普通貨物車	km	127,892	0.000014	2					
		小型貨物車	km	22,066	0.000009	0					
		特殊用途車	km	39,785	0.000025	1					
		バス	km	97,612	0.000025	2					
笑気ガス(麻酔剤)使用量	m ³	0	1	0	0	0.000%					
一般廃棄物焼却量	t	26,325	0.0567	1,493	444,800	2.570%					
合 計					1,520		③453,120	2.617%			
一酸化二窒素 (N ₂ O)		窒素の酸化物。吸入麻酔薬としても使用される。化石燃料の燃焼、廃棄物の焼却、全身麻酔の使用等により排出されます。									

④ガスの種別：ハイドロフルオロカーボン (HFC)

種別	原因活動	単位	使用量活動量 (A)	排出係数 (B)	温室効果ガス 排出量 (kg-HFC) {(A) × (B)} (C)	地球温暖 化係数 (D)	CO ₂ 換算後 (kg-CO ₂) (C) × (D)	構成比	
HFC	カーエアコン搭載車の台数	台	230	0.01	2.3	1,430	3,289	0.017%	
合 計					2		④ 3,289	0.017%	
ハイドロフルオロカーボン (HFC)		オゾン層を破壊しないことから代替フロンとして使用される。エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや冷蔵庫などの冷媒等に使用。							
温室効果ガス総排出量 (CO ₂ 換算後) (①+②+③+④) (kg-CO ₂)							17,310,463	100.00%	

〔用語説明〕

■ 温室効果ガス

地球大気中に放出されたとき、温室効果を引き起こす性質のある気体の総称。規制対象とされる温室効果ガスは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボンおよび六フッ化硫黄。これらの排出は、化石燃料の燃焼など人間の生活・生産活動が大きく関与してい

■ 地球温暖化係数

地球温暖化係数とは、各温室効果ガスの地球温暖化をもたらす効果の程度を、二酸化炭素の当該効果に対する比で表したもの。二酸化炭素に比べメタンは25倍、一酸化二窒素は298倍、フロン類は数千～1万倍温暖化する能力がある。

■ 二酸化炭素 (CO₂)

我が国における温室効果ガス排出量の9割以上を占める気体。酸素と炭素が結合してできる化合物であり、赤外線を吸収して熱を閉じ込める。化石燃料の燃焼、廃棄物の焼却等により発生。地球温暖化係

■ メタン (CH₄)

天然ガスの主成分。有機物が嫌気状態で腐敗、発酵するときに生じる。化石燃料の燃焼、廃棄物の焼却等により発生。地球温暖化係数：25

■ 一酸化二窒素 (N₂O)

数ある窒素酸化物の中で最も安定している。麻酔作用をもつ。化石燃料の燃焼、廃棄物の焼却、全身麻酔の使用等により排出。地球温暖化係数：298

■ ハイドロフルオロカーボン (HFC)

オゾン層を破壊しないことから代替フロンとして使用される。エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや冷蔵庫などの冷媒等に使用されている。地球温暖化係数：12～14,800

(4) 温室効果ガス以外の環境負荷状況

① 上水道使用

(単位：m³)

区分	年度 H27 (基準年度)	H29	H30	2019	2020	2021 (最終年度)
企画部	7,675	8,387				
総務部	233	276				
市民環境部	24,364	27,747				
健康福祉部	38,666	24,350				
経済部	5,700	4,859				
都市建設部	32,123	34,319				
鬼石総合支所	5,573	4,907				
上下水道部	0	0				
教育委員会	81,874	78,413				
鬼石病院	18,751	19,124				
合計	214,959	202,382				
対基準年度比	—	-5.9%				

※ 日頃から節水に努めており、平成29年度の上水道使用量は平成27年度の基準年度比-5.9%と大幅に使用量を低減する成果が見られた。今後も引き続き上水道使用量の削減に努める。

② 用紙使用量

(単位：A4換算)

品名	規格		H27年度 (基準年度)	H29年度	H30年度	2019年度	2020年度	2021年度 (最終年度)
	紙質	サイズ						
再生紙①	白色度 70%	A3	1,302,000	1,531,800				
		A4	5,140,000	6,925,500				
		B4	641,250	116,250				
		B5	136,875	50,625				
再生紙②	白色度 80%	A3	756,000	540,000				
		A4	5,377,500	3,714,000				
		B4	2,212,500	1,171,125				
		B5	506,250	292,875				
再生色 上質紙	中厚口	A3	422,000	536,000				
		A4	136,000	155,000				
		B4	21,000	18,000				
	特厚口	A3	19,000	23,000				
		A4	25,000	59,500				
		B4	750	0				
再生 上質紙	特厚口	A3	9,000	18,000				
		B4	9,750	0				
計			16,714,875	15,151,675				
対基準年度比			—	-9.4%				

※ 用紙両面使用や裏面使用、ペーパーレスの励行により用紙使用量の削減が進んでいる。

(5) フロン排出抑制法による第一種特定製品の管理

平成27年4月1日施行のフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律により、第一種特定製品（業務用エアコンディショナー及び冷凍・冷蔵機器）の管理者には、同製品に充てんされたフロン類（温室効果ガス）の漏えい防止や漏えい量の報告などが義務付けられることになりました。

市有施設における第一種特定製品の設置状況等

区分		年度	H28	H29	H30	2019	2020	2021
第一種 特定製 品	空調機器		590台	586台				
	冷凍・ 冷蔵機器		83台	82台				
算定漏えい量			18.8t-CO2	0				

3 エネルギー使用の合理化

(1) エネルギーの使用量

平成22年4月施行の「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(以下、「省エネ法」という。)により、特定事業者(1年度間のエネルギー使用量(原油換算値)が1,500kℓ以上の事業者)は、中長期的にみてエネルギー使用に係る原単位を年平均1%以上低減することが努力義務化されました。

本市の市長部局における事業(教育委員会を除く全ての施設(指定管理施設を含む)で行う事業)は、特定事業者として指定を受け、省エネ法の下、エネルギー(電気・燃料・熱)の使用の合理化などに取り組んでいます。

区分		年度						
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
対象施設数		170	167	168	169	172	174	169
エネルギー使用量(原油換算値kℓ)		4,777	4,788	4,508	4,219	4,233	4,242	4,086
エネルギー使用に係る原単位の対前年度比(%)	市町村機関	90.2%	98.5%	80.1%	91.1%	99.5%	100.5%	99.6%
	火葬業	90.9%	95.7%	104.5%	101.1%	95.6%	99.6%	101.8%
	ごみ処分業	93.4%	102.3%	105.3%	94.2%	101.2%	102.0%	90.9%
	公園	98.1%	92.3%	98.8%	96.8%	98.9%	103.1%	92.5%
	上水道業	99.8%	103.5%	100.7%	97.4%	102.9%	101.0%	99.3%
	一般病院	90.7%	103.8%	95.7%	101.1%	102.9%	106.1%	100.2%
	合計	93.6%	100.8%	93.1%	94.7%	100.6%	101.5%	97.7%

4 新エネルギー対策推進事業

(1) 住宅用太陽光発電システム設置費補助金

地球温暖化防止対策の一環として環境への負荷の少ない新エネルギーの導入を促進するため、住宅用太陽光発電システムを設置し使用する市民に対し補助金を交付しています。

年度	項目	申請数	合計最大出力	平均最大出力	補助金交付額計	補助率
H21		118 件	432.3 kw	3.66 kw/件	27,890,000 円	・1kWあたり7万円 ・補助限度額:28万円 (上限4kW)
H22		133 件	521.0 kw	3.92 kw/件	33,176,000 円	
H23		345 件	1,468.6 kw	4.26 kw/件	88,130,000 円	
H24		259 件	1,128.5 kw	4.36 kw/件	38,349,000 円	・1kWあたり4万円 ・補助限度額:16万円 (上限4kW)
H25		236 件	1,072.3 kw	4.54 kw/件	35,567,000 円	
H26		151 件	691.4 kw	4.58 kw/件	22,772,000 円	
H27		96 件	442.3 kw	5.03 kw/件	7,118,000 円	・1kWあたり2万円 ・補助限度額:8万円 (上限4kW)
H28		108 件	545.2 kw	5.05 kw/件	8,233,000 円	
H29		90件	474.2 kw	5.27 kw/件	6,996,000 円	

(2) EV(電気自動車)用急速充電器

本市では、環境性能が高く地球温暖化対策を推進する上でも効果的とされる次世代自動車等の普及促進のため、「道の駅ふじおか」と「道の駅上州おにし」に電気自動車(EV)用急速充電器を設置しています。(平成26年3月設置)



《①道の駅ふじおかEV急速充電器》



《②道の駅上州おにしEV急速充電器》

※ 利用料金：1回の充電(30分又は80%充電)につき500円

※ 利用時間 ①道の駅ふじおか：24時間利用可能

②道の駅上州おにし：午前9時から午後5時まで(定休日：原則火曜日)

○EV急速充電器年間利用台数

設置場所	年度				
	H26	H27	H28	H29	H30
道の駅ふじおか(ららん藤岡)	199台	100台	116台	112台	
道の駅上州鬼石(体験学習館MAG)	24台	15台	30台	16台	

(3) 公共施設における新エネルギー導入状況(H30.3.31現在)

太陽光発電	15施設	H22年(東中学校、北中学校、鬼石小学校、鬼石北小学校、神流小学校、総合学習センター)、H24年(藤岡第一小学校、小野小学校、美九里東小学校、美九里西小学校)、H25年(美土里小学校、平井小学校)、H27年(鬼石総合支所)、H28年鬼石中学校、H29小野中学校
ハイブリット発電(太陽光+風力)	2施設	H14年みずとびあ藤岡駐車場、H16年日野小学校
小水力発電(出力1000kw以下)	2施設	H21年藤岡北高校マイクロ水力発電所、H25年美土里堰マイクロ水力発電所
ゴミ焼却熱利用	1施設	S61年清掃センター(熱交換器：給湯用)
ガスコージェネレーション	1施設	H14年みずとびあ藤岡(マイクロガスタービンコージェネレーション設備)

発電量等(太陽光発電15施設)

	H27	H28	H29		
出力	105kW	115kW	125kW		
発電量	134,607kWh	147,616kWh	163,742kWh		
CO ₂ 削減量	74,707kg	81,927kg	90,876kg		

※家庭1世帯あたりの年間電気使用量4,618kWh(家庭の省エネ徹底ガイド・資源エネルギー庁)

5 環境美化関連事業

(1) 不法投棄対策

不法投棄をされないためには、日頃から注意して現地を訪れるようにしたり、必要に応じて土地の周囲に囲いを設けるなど、自己防衛することが大切です。

市では原則、私有地に捨てられた不法投棄物の回収はできません。不法投棄した者が不明の場合には、土地や建物の所有者が片付けざるを得ないこともあります。

① 不法投棄監視パトロールの実施状況等

年度 区分	H24	H25	H26	H27	H28	H29
実施日数	217日	135日	131日	131日	138日	144日
回収量	1.6 t	1.8 t	1.3 t	0.4 t	1.5 t	0.9 t

※回収量は、市有の道路や公共施設などにおけるもの

② 不法投棄防止に関する啓発看板の配布（各行政区からの申請により配布）

年度 区分	H24	H25	H26	H27	H28	H29
配布数	21枚	21枚	22枚	29枚	20枚	13枚

《 不法投棄に関する通報先 》

夜間や早朝に、山間部などの人目につかないところで、短時間の間に投棄を繰り返す、組織的かつ悪質な廃棄物の不法投棄が発生しています。地域の環境を守っていくために、市民皆さんの力が必要です。『早期発見・早期撤去』のため、早めの通報にご協力をお願いします。

- ① 県産業廃棄物110番(ハイゴミツーカー) TEL 0120-81-5324
 ② 西部環境森林事務所 TEL 027-323-5530

(2) 地域美化活動推進事業（アダプト・プログラム）

市民にとって身近な公共空間（道路、公園、河川等）の美化を推進するため、市民、企業等のボランティア団体による環境美化活動を支援しています。

アダプトとは、英語で「〇〇を養子にする」の意味で、身近な公共空間を養子にみたくて、市民が我が子のように愛情をもって清掃美化活動を行い、行政がこれを支援する美化制度。

① 地域美化活動推進事業登録団体及び活動実績（平成29年度）

	団 体 名	活 動 場 所	活 動 実 績	
			延べ活動者数	活動回数
1	第48区長（根岸）	市道沿線（根岸地区）	99人	3回
2	緑埜北組融和会	市道沿線（緑埜地区）	105人	4回
3	緑町青壮年会	市道沿線（藤岡地区）	47人	3回
4	ヒナタブラク	市道沿線（三波川地区）	33人	3回
5	笹川環境美化桜の会	笹川南広場とその周辺	77人	3回
6	ふれあいガーデン	市道沿線（西平井地区）	43人	3回
7	おにし文化スポーツネット	市道沿線（三波川金丸地区）	34人	3回
8	月吉の会	市道沿線（三波川月吉地区）	30人	3回
合 計			468人	25回

※活動団体数は、平成25年度は15団体、平成26年度は9団体、平成27年度は7団体、平成28年度は6団体、平成29年度は8団体となっております。

※市地域美化活動推進事業の対象となる活動は、道路側溝の清掃、道路や河川及び公園等の除草清掃や草花の植栽です。（空き缶やごみ拾いのみの活動は対象外）

②地域美化活動に係るごみ袋配布団体数及び参加人数

行政区やボランティア等の団体が清掃活動を行う際に使用のごみ袋を配布しております。

年度		H24	H25	H26	H27	H28	H29
区分							
団体数		41団体	49団体	39団体	32団体	28団体	28団体
参加人数		-	-	-	4,756人	3,081人	3,242人
配布数	可燃	3,575枚	3,410枚	3,110枚	2,930枚	2,350枚	1,960枚
	不燃	1,550枚	2,620枚	1,760枚	2,210枚	1,770枚	1,100枚
	計	5,125枚	6,030枚	4,870枚	5,140枚	4,120枚	3,060枚

6 苦情処理件数の推移

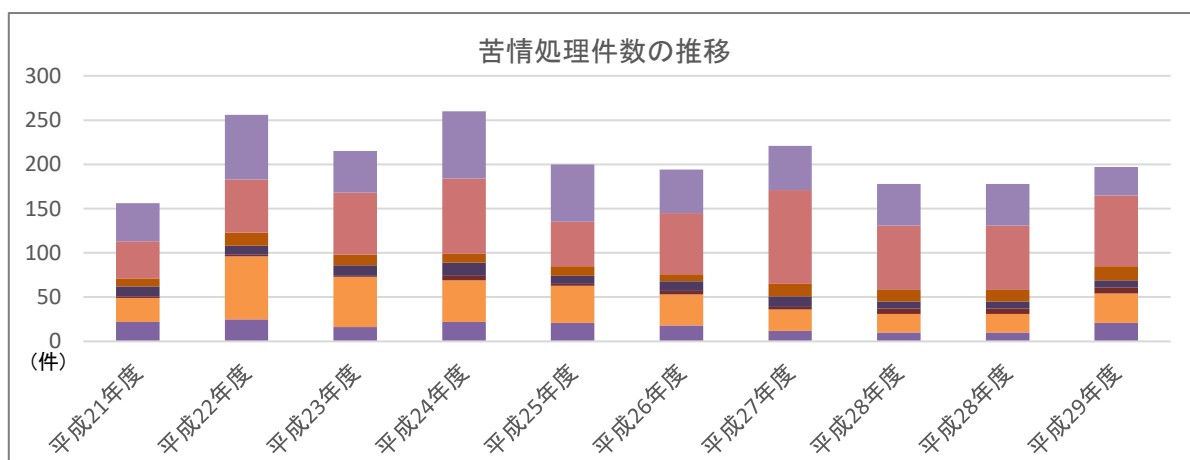
市民から寄せられる環境の苦情相談は、日常の生活に関わる環境の情報であり、市民の生活環境に対する「住み良さ」「快適さ」をあらわす目安にもなります。

環境苦情は、従前は製造業や畜産業等が主な発生源でしたが、近年は市民の日常生活や事業活動のすべてが苦情発生の要因になってきています。

近年では、ごみの野焼きや不法投棄、室外機や自動車による騒音、工事による騒音や振動、飲食店から騒音や排気臭など苦情も様々ですが、特に近年は、空地の雑草やペットなどを起因とする市民の日常生活における苦情が増加しています。

(単位：件)

区分	不法投棄	大気	水質	悪臭	騒音振動	雑草害虫	その他	合計
平成21年度	22	27	2	11	9	42	43	156
平成22年度	25	71	2	10	15	60	73	256
平成23年度	16	57	1	12	12	70	47	215
平成24年度	22	47	5	15	10	85	76	260
平成25年度	21	42	2	9	11	50	65	200
平成26年度	18	35	4	11	8	69	49	194
平成27年度	12	24	3	12	14	106	50	221
平成28年度	10	21	6	8	13	73	47	178
平成28年度	10	21	6	8	13	73	47	178
平成29年度	21	33	7	8	16	80	32	197



7 環境保全協定

企業の事業活動に伴って発生する公害の防止や環境への負荷を低減するため、行政と各事業所が協力し、環境保全の取組みに万全を期する必要があることから、本市は市内に立地する主要な事業所と個別に環境保全協定を締結しています。これに基づき各事業所に対し、必要に応じて公害防止対策や環境保全活動の推進について協力を求め、適切な指導を行っています。

○環境保全協定書締結企業一覧

平成30年4月1日現在

No.	企業名	所在地	業種
1	オオサキメディカル(株)	三本木430-6	製造業 (医療用品)
2	(有)美松運送	三本木430-7	運輸業 (一般貨物自動車運送)
3	(株)ダイヤモンド	牛田700	製造業 (金属製品)
4	日本メジフィジックス(株)	三本木430-1	製造業 (医療用品)
5	桐灰小林製菓(株)	本動堂250-8	製造業 (医療用品)
6	(株)久保田製作所	中大塚1065-3	製造業 (輸送用機械器具)
7	(株)セシモ	本動堂250-9	卸売業 (建設材料)
8	太陽誘電ケミカルテクノロジー(株)	本動堂927-1	製造業 (金属製品)
9	武内プレス工業(株)	牛田703	製造業 (金属製品)
10	(株)チノー	森1	製造業 (電気機械器具)
11	東京特殊硝子(株)	牛田701	製造業 (ガラス)
12	東京レーダー(株)	中大塚1065-2	製造業 (情報通信機器製品)
13	(株)フセコー	中大塚973	サービス業 (産業廃棄物処理)
14	(株)細川洋行	牛田704	製造業 (プラスチック製品)
15	(株)GMタイセー	中大塚1073-3	製造業 (電子部品・デバイス・電子回路)
16	P I A A(株)	本動堂970-3	製造業 (輸送用機械器具)
17	三菱鉛筆(株)	立石1091	製造業 (事務用品)
18	ヨシモトポール(株)	中栗須508	製造業 (金属製品)
19	市光工業(株) (藤岡製造所)	東平井1467	製造業 (輸送用機械器具)
20	市光工業(株) (ミラー製造所)	藤岡1360	製造業 (輸送用機械器具)
21	マックス(株)	森33-1	製造業 (事務用品)
22	(株)野島製作所	三本木560	製造業 (輸送用機械器具)
23	(有)中林塗装工業	中843	製造業 (金属製品)
24	群馬郵便通送(株)	篠塚700-7	郵便業
25	根岸塗装(有)	中栗須167-10	製造業 (金属製品)
26	サンキン(株)	三本木430-5	製造業 (金属製品)
27	(有)堀口塗装工業	中1011-3	製造業 (金属製品)
28	(株)藤岡寺田電機製作所	森55	製造業 (電気機器)
29	日本肥糧(株)	岡之郷559-3	製造業 (肥料)
30	東邦亜鉛(株)	中387	製造業 (製錬)
31	(株)協正金型製作所	東平井1410-3	製造業 (輸送用機械器具)
32	(有)馬場塗装工場	下栗須381-4	製造業 (金属製品)
33	(株)オオヤマ塗装	本動堂746-1	製造業 (金属製品)
34	(株)吉野工業所 (群馬工場)	岡之郷350	製造業 (プラスチック製品)
35	(株)吉野工業所 (藤岡工場)	上大塚1200	製造業 (プラスチック製品)
36	みどり化学(株)	三本木430-3	製造業 (医療品)
20	(株)アーブ	立石1186-2	電気業 (発電業)
38	(株)ミツバ (鬼石工場)	浄法寺1351	製造業 (自動車部品)
39	東京日莫(株) (鬼石工場)	鬼石344-3	製造業 (繊維製品)
40	(株)竹村製作所	下栗須381-4	製造業 (精密プレス板金)
41	(株)豊田技研	白石2155	製造業 (自動車照明部品)
42	(株)武蔵屋	藤岡1382-1	法人クリーニング
43	藤武運送(株)	下戸塚525-5	運輸業 (一般貨物自動車運送)
44	(株)高田製作所	立石1169-1	製造業 (精密切断加工)
45	日帝無線(株)	鬼石308	製造業 (超小型振動センサー)
46	西武建材(株) (新町工場)	岡之郷1530	土木建設用原材料製品加工
47	近常精機(株)	森457-1	製造業 (マーキングマシン)
48	高陽精工(株)	立石1490-5	製造業 (電子部品)
49	(株)藤武梱包	下戸塚525-5	化粧品製造業

8 公害防止施設整備資金

中小企業者が公害防止のため行う施設の整備等について、融資や利子補給します。

年度	区分	貸付件数		預託金額(円)	利子補給金額(円)
			新規貸付		
H10		10	1	10,291,000	729,068
H11		6	1	9,759,000	602,091
H12		7	1	8,573,000	735,897
H13		7	—	6,802,000	650,993
H14		6	—	4,908,000	471,511
H15		5	1	3,488,000	285,467
H16		5	—	2,105,000	209,992
H17		3	—	1,279,000	155,339
H18		4	—	345,000	78,570
H19		1	—	50,000	35,279
H20		—	—	—	22,156
H21		—	—	—	14,891
H22		—	—	—	7,690
H23		—	—	—	1,159
H24～29		—	—	—	—

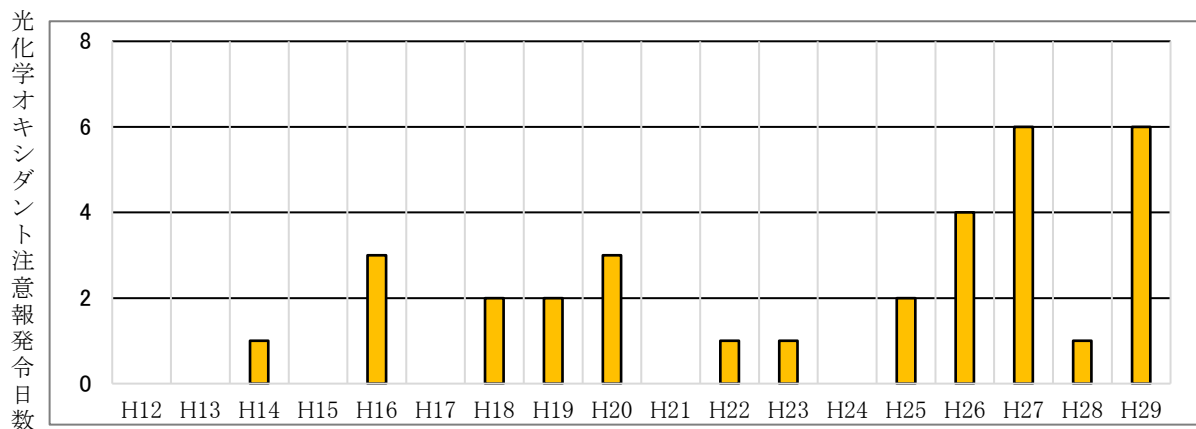
9 大気汚染の防止

(1) 光化学オキシダント注意報発令状況

光化学オキシダント(スモッグ)注意報は、大気中のオキシダント濃度が高濃度となり、気象条件等を勘案してその状態が継続すると判断される際に発令されます。健康被害を防止するため、屋外での激しい運動を控えるよう関係機関に伝達して注意を促します。

○光化学オキシダント注意報等発令基準

注意報	測定値の1時間値が0.12ppm以上になり、かつこの状態が継続すると認められる場合。
警報	測定値の1時間値が0.24ppm以上になり、かつこの状態が継続すると認められる場合。
重大緊急報	測定値の1時間値が0.40ppm以上になり、かつこの状態が継続すると認められる場合。



※ 注意報発令日(県西部地区)：平成28年度注意報1回(5月24日)

○注意報発令時のお知らせ方法等

群馬県大気汚染情報ホームページ http://www.gunma-taiki.jp/	注意報の他リアルタイム測定データも公表
環境省大気汚染物質広域監視システム「そらまめ君」ホームページ	
注意報等発令時の注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外での運動は避け、屋内運動に切り替える。 ・目やのどに刺激を感じた時は、洗眼、うがいなどをする。 ・症状が深刻なときや、数時間で回復しない場合は、医療機関で手当を受ける。

(2) 微小粒子状物質 (PM2.5) 注意報

微小粒子状物質(PM2.5)は、浮遊粒子状物質よりさらに細かく、粒径が $2.5\mu\text{m}$ 以下の粒子。粒子が細かいため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系や循環器系への影響が懸念されることから、類似項目の浮遊粒子状物質より厳しい環境基準値が設定されています。

注意報については、注意喚起のための暫定的な指針を受け、群馬県が発令します。

○PM2.5注意報発令の基準

1	午前5～7時値のPM2.5濃度平均値が、 $85\mu\text{g}$ (マイクログラム)/ m^3 を超え、かつ日平均値が $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ (環境基準の2倍)を超えると予測される場合。
2	午前5～12時値のPM2.5濃度平均値が、 $80\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超え、かつ日平均値が $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ (環境基準の2倍)を超えると予測される場合。
備考	注意報発令日 (県西部地区) : 平成27年度注意報0回

○注意喚起のための暫定的な指針

レベル	暫定的な指針となる値 (日平均値)	
1	$70\mu\text{g}/\text{m}^3$ 超	不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らす。 (高感受性者においては、体調に応じて、より慎重に行動することが望まれる。)
2	$70\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	特に行動を制約する必要はないが、高感受性者では健康への影響がみられる可能性があるため、体調の変化に注意する。

(3) ダイオキシン類調査測定

ダイオキシン類は、発癌性や生殖毒性を有することから1990年代頃から環境問題として注目されました。物の燃焼の過程等で非意図的に生成されてしまう物質で、ダイオキシン類の主な発生源は、ごみの焼却による燃焼ですが、その他に、製鋼用電気炉、たばこの煙、自動車排出ガスなど様々な発生源があります。

清掃センターでは、ダイオキシン類の排出抑制のため、廃棄物を高温で完全燃焼させた後、ろ過してから放出しており、施設から出るダイオキシン類を毎年測定しています。

なお、家庭用の簡易な焼却炉によるごみの焼却や野焼きについては、ダイオキシン類の発生量を総量として削減する観点からは、例外を除き禁止されています。

項目 年度	大気 年平均値 (pg)	土壌 平均値 (pg)	地下水 (pg)	公共用水域 (pg)		清掃センター排ガス (ng)	
				水質	低質	第1号炉	第2号炉
基準値	0.6pg-TEQ/l	1,000pg-TEQ/l	1pg-TEQ/l	1.0pg-TEQ/l	150pg-TEQ/l	1ng-TEQ/l	
H15	0.09	8.5(旭公園) 4.1(平井小)	-	-	-	0.019	0.024
H20	-	9.258	-	-	-	0.000011	0.000007
H21	-	-	-	-	-	0.0050	0.0310
H22	0.042 市役所	-	0.015 下戸塚地内	-	-	0.0018	0.0003
H23	-	-	-	-	-	0.00045	0.08300
H24	0.026 市役所	-	0.016 鬼石地内	0.094 神流川・神流川橋	1.0 神流川・神流川橋	0.00048	0.00300
H25	-	-	-	-	-	0.0015	0.0028
H26	-	-	-	-	-	0.017	0.011
H27	-	-	-	0.680 神流川・神流川橋	0.24 神流川・神流川橋	0.012	0.029
H28	-	-	-	-	-	0.00052	0.0047
H29	-	-	-	-	-	0.00410	0.0056

《群馬県環境白書・清掃事業概要》

pg (ピコグラム) : 1pgは、1兆分の1グラムに相当します。

ng (ナノグラム) : 1ngは、10億分の1グラムに相当します。

TEQ (ティーイーキュー) : ダイオキシン類は塩素の数や付く位置によって形が変わり(「異性体」といいます)その種類は200種類以上ありますが、毒性があると見なされているのは29種類で、異性体によって毒性に差があり、2,3,7,8-TCDDが最も毒性が強いことが知られています。そのためダイオキシン類としての全体の毒性を評価するためには、合計した影響を与えるための手段が必要であることから、最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの毒性を1として、他のダイオキシン類の種類の毒性の強さを換算した係数が用いられています。この係数は毒性等価係数と濃度の積を足し合わせた値で示され、この単位が毒性等量 (TEQ: Toxicity Equivalency Quantity) と表現されています。

10 騒音・振動の防止

(1) 環境騒音測定調査

騒音に係る環境基準は等価騒音レベルをもって評価します。

※等価騒音レベル：ある時間帯Tについて、変動する騒音レベルをエネルギー的に平均値として表したものの、時間的に変動する騒音のある時間帯Tにおける等価騒音レベルは、その時間範囲Tにおける平均二乗音圧と等しい平均二乗音圧をもつ定常音の騒音レベルに相当します。（単位はデシベル（dB）。）

① 平成29年度測定結果

測定日	測定地点	面する道路	環境基準値	平均騒音レベル	適合状況
H29. 11. 28	藤岡942-1	地方道 藤岡・本庄線	昼70db 夜65db	昼65. 6db 夜59. 0db	適合
H29. 11. 30	藤岡235	地方道 上日野・藤岡線	昼70db 夜65db	昼66. 9db 夜59. 8db	適合
H29. 12. 4	藤岡832-5	地方道 藤岡・大胡線	昼70db 夜65db	昼65. 5db 夜58. 8db	適合
H29. 12. 5	藤岡1488-5	市道6015号線	昼70db 夜65db	昼57. 6db 夜50. 2db	適合
H29. 12. 6	藤岡1848-1	地方道 藤岡・大胡線	昼70db 夜65db	昼64. 5db 夜57. 2db	適合
H29. 12. 7	藤岡125	地方道 藤岡・本庄線	昼70db 夜65db	昼64. 3db 夜58. 6db	適合
H29. 12. 11	上戸塚464-1	市道116号線	昼65db 夜55db	昼56. 2db 夜47. 6db	適合
H29. 12. 12	中大塚321-2	地方道 前橋・長瀨線	昼70db 夜65db	昼69. 0db 夜62. 4db	適合
H29. 12. 13	神田1025-1	地方道 前橋・長瀨線	昼70db 夜65db	昼67. 1db 夜62. 6db	適合
H29. 12. 14	鮎川736-6	市道119号線	昼75db 夜70db	昼64. 4db 夜57. 5db	適合
H29. 12. 18	鬼石334-2	地方道 前橋・長瀨線	昼70db 夜65db	昼66. 5db 夜60. 9db	適合
H29. 12. 19	藤岡439	地方道 藤岡・本庄線	昼70db 夜65db	昼62. 3db 夜56. 3db	適合

② 環境基準達成状況

	H24	H25	H26	H27	H28	H29
測定地点数	13地点	13地点	12地点	12地点	12地点	12地点
環境基準達成	11地点 84. 6%	13地点 100. 0%	11地点 91. 7%	12地点 100. 0%	12地点 83. 3%	12地点 100. 0%
昼間	13地点 100. 0%	13地点 100. 0%	12地点 100. 0%	12地点 100. 0%	11地点 91. 7%	12地点 100. 0%
夜間	11地点 84. 6%	13地点 100. 0%	11地点 91. 7%	12地点 100. 0%	11地点 91. 7%	12地点 100. 0%

(2) 自動車騒音常時監視測定調査

騒音規制法第18条第1項の規定に基づき、市内道路に面する地域の環境基準の達成状況を面的に評価するため調査を行っています。

区分	路線名	調査地点	延長距離	評価結果		評価結果
				住宅戸数	環境基準超過戸数	
平成24年度	関越自動車道	岡之郷地内	1.7 km	131 戸	0 戸	100.0%
	関越自動車道	立石地内	1.8 km	76 戸	0 戸	100.0%
	一般国道17号	立石地内	2.5 km	274 戸	0 戸	100.0%
	藤岡本庄線	藤岡地内	1.9 km	206 戸	0 戸	100.0%
	寺尾藤岡線	準用区間	3.5 km	412 戸	0 戸	100.0%
	全体		11.4 km	1,099 戸	0 戸	100.0%
平成25年度	上信越自動車道	森地内	1.5 km	82 戸	13 戸	84.1%
	上信越自動車道	篠塚地内	6.0 km	138 戸	3 戸	97.8%
	藤岡本庄線	森地内	2.4 km	185 戸	9 戸	95.1%
	寺尾藤岡線	準用区間	0.7 km	46 戸	0 戸	100.0%
	藤岡大胡線	藤岡地内	1.4 km	233 戸	0 戸	100.0%
	全体		12.0 km	684 戸	25 戸	96.3%
平成26年度	一般国道254号	本郷～白石	4.8 km	257 戸	16 戸	93.8%
	前橋長瀬線	森～上栗須	2.2 km	113 戸	13 戸	88.5%
	金井倉賀野停車場線	白石～上落合	2.2 km	92 戸	1 戸	98.9%
	下栗須馬庭停車場線	下栗須～本動動	2.9 km	276 戸	1 戸	99.6%
	下栗須馬庭停車場線	上落合～三ツ木	2.6 km	57 戸	0 戸	100.0%
	全体		14.7 km	795 戸	31 戸	96.1%
平成27年度	一般国道462号	浄法寺～鬼石	2.8 km	138 戸	0 戸	100.0%
	前橋長瀬線	中島地内	0.6 km	28 戸	0 戸	100.0%
	藤岡大胡線	四丁目～岡之郷	3.6 km	671 戸	0 戸	100.0%
	神田吉井停車場線	神田～西平井	3.7 km	78 戸	0 戸	100.0%
	上日野藤岡線	古桜町～東平井	4.5 km	658 戸	0 戸	100.0%
	中島新町線	中島～立石新田	2.8 km	245 戸	0 戸	100.0%
全体		18.0 km	1,818 戸	0 戸	100.0%	
平成28年度	一般国道254号	小林地内	0.5 km	12 戸	3 戸	75.0%
	一般国道254号	小林～本郷田中	1.5 km	143 戸	3 戸	97.9%
	前橋長瀬線	上栗須～上大塚	2.7 km	160 戸	3 戸	98.1%
	前橋長瀬線	本郷田中～浄法寺	5.9 km	400 戸	1 戸	99.8%
	藤岡本庄線	古桜町～小林	1.7 km	341 戸	57 戸	83.3%
	小林立石線	小林～上戸塚	1.6 km	267 戸	0 戸	100.0%
全体		13.9 km	1,323 戸	67 戸	94.9%	
平成29年度	関越自動車道	埼玉県境～藤岡JCT	2.3 km	129 戸	0 戸	100.0%
	関越自動車道	藤岡JCT～高崎市境	1.8 km	79 戸	0 戸	100.0%
	一般国道17号	倉賀野境～新町境	2.5 km	267 戸	57 戸	78.7%
	前橋長瀬線	森交差点～上栗須交差点	2.5 km	156 戸	28 戸	82.1%
	藤岡本庄線	7丁目交差点～中栗須交差点	2.4 km	192 戸	7 戸	96.4%
	藤岡本庄線	中栗須交差点～森交差点	1.9 km	214 戸	1 戸	99.5%
	寺尾藤岡線	上落合～古桜町交差点	3.5 km	419 戸	1 戸	99.8%
	全体		16.9 km	1,456 戸	94 戸	93.5%

※ 平成24年度より県から移譲された事務

(3) 上越、長野新幹線鉄道騒音・振動測定調査

測定日	測定場所	地域の類型	測点地点側の軌道	平均速度 km/h	測定結果		
					騒音 (dB)		振動 (dB)
					25m	50m	25m
H24. 2. 8	岡之郷地内	Ⅱ	下り	229. 0	75. 2	68. 7	55. 8
H24. 11. 27	岡之郷地内	Ⅱ	下り	234. 5	77	73. 6	54. 6
H25. 11. 28	岡之郷地内	Ⅱ	下り	236. 4	73. 8	71. 1	54. 2
H26. 11. 27	岡之郷地内	Ⅱ	下り	229. 9	72. 6	70. 4	58. 2
H27. 11. 25	岡之郷地内	Ⅱ	下り	226. 0	77	65	54
H28. 11. 25	岡之郷地内	Ⅱ	下り	227. 0	75	73	50
H29. 11. 27	岡之郷地内	Ⅱ	下り	229. 0	74. 2	73. 7	53. 3

環境基準 Ⅱ類：75dB以下

(4) 高速自動車道路における防音壁の設置状況

道路名	上下線総延長	防音壁 設置延長
関越自動車道	6, 433 m	3, 754 m
上信越自動車道	16, 455 m	4, 628 m
合計	22, 888 m	8, 382 m

○各年度の設置状況

年度	設置距離	設置場所
H8	1, 024 m	上信越道下り：美土里地区
H9	385 m	上信越道下り：本動堂地区
H10	0 m	
H11	305 m	上信越道下り：上栗須地区
H12	432 m	上信越道上り：白石地区
H13	250 m	上信越道上り：白石地区
H14～19	0 m	
H20	630 m	上信越道上り：立石地区
H21～29	0 m	

11 水質汚濁の防止

(1) 鮎川及び笹川、中川、温井川、中島川、思川、三波川、猿田川の水質

各事業場における排水対策や家庭雑排水対策の指標とすることを目的に鮎川及び市内7河川の水質検査を実施しています。なお、当該河川は、環境基準の河川類型指定を受けていないため、合流先河川の類型指定の環境基準で比較しています。

河川名等	採水場所	採水日	類型	pH	BOD mg/ℓ	SS mg/ℓ	DO mg/ℓ	大腸菌群数 MPN/100mℓ
中川上流	中川大橋	H29. 7. 27	B	7. 8	0. 9	5	7. 5	130000
中川下流	中川上橋	H29. 7. 27	B	8. 0	1	11	8	13000
鮎川	小柏地区	H29. 7. 25	A	8. 1	<0. 5	<1	9. 7	5400
大谷川	立谷橋	H29. 7. 25	A	8. 3	<0. 5	<1	9. 2	17000
コバカ沢	矢掛地区	H29. 7. 25	A	8. 0	<0. 5	1	9	280
鮎川支川	芝平地区	H29. 7. 25	A	8. 0	<0. 5	1	9	1300
不動沢	芝平地区	H29. 7. 25	A	7. 8	<0. 5	4	8. 8	3300
鉦沢	鉦沢地区	H29. 7. 25	A	8. 4	0. 6	2	10. 2	24000
大平沢	大平地区	H29. 7. 25	A	8. 0	0. 7	5	9. 3	14000
鮎川	金井橋	H29. 7. 25	A	8. 4	0. 5	2	9. 8	11000
鮎川	多野橋	H29. 7. 25	A	7. 8	<0. 5	4	7. 8	17000
鮎川	鮎川橋	H29. 7. 25	A	7. 9	0. 5	4	7. 9	14000
ミヤマ沢	高山下地区	H29. 7. 25	A	7. 8	<0. 5	5	8. 6	4900
中川上流	中川大橋	H29. 12. 15	B	7. 6	2. 7	2	9. 7	17000
中川下流	中川上橋	H29. 12. 15	B	7. 7	3. 5	2	12. 9	2300
笹川	新笹川橋	H29. 12. 15	A	8. 2	1. 1	4	18. 2	490
温井川	温井西橋	H29. 12. 15	B	7. 2	1. 8	10	15. 3	1300
中島川	中島地区	H29. 12. 15	B	7. 5	2. 2	1	8. 8	79
思川	鬼石病院	H29. 12. 15	A	8. 4	0. 8	<1	14. 4	4900
三波川	小平橋	H29. 12. 15	A	7. 9	<0. 5	<1	13	130
猿田川	猿田橋	H29. 12. 15	A	8. 2	<0. 5	1	13. 5	790
鮎川	小柏地区	H30. 2. 7	A	7. 8	0. 9	2	14. 5	2
大谷川	立谷橋	H30. 2. 7	A	8. 0	0. 8	2	14	23
コバカ沢	矢掛地区	H30. 2. 7	A	7. 8	1	<1	12. 9	33
不動沢	芝平地区	H30. 2. 7	A	7. 7	0. 5	<1	14. 1	17
鉦沢	鉦沢地区	H30. 2. 7	A	8. 2	2	1	14. 7	23
大平沢	大平地区	H30. 2. 7	A	8. 2	1. 1	4	11. 8	49
鮎川	金井橋	H30. 2. 7	A	8. 0	1	<1	14. 7	33
鮎川	多野橋	H30. 2. 7	A	8. 0	1. 5	1	14. 3	230
鮎川	鮎川橋	H30. 2. 7	A	7. 9	1. 2	1	12. 7	230
ミヤマ沢	高山下地区	H30. 2. 7	A	8. 3	0. 9	2	11. 1	130

※表内のぬりつぶしは環境基準を満たさなかったもの

(2) 検査項目別経年比較

①水素イオン濃度 (pH)

水素イオン濃度は、水の酸性・アルカリ性の度合いを表す指標です。(pHが7のときに中性、7を超えるとアルカリ性、7未満では酸性を示します。)河川水は通常pH6.5～8.5を示しますが、生活排水、工場排水などの人為汚染等の要因により酸性にもアルカリ性にもシフトします。

河川名	採水場所	類型	年度				
			H25	H26	H27	H28	H29
鮎川	小柏地区	A	7.8	7.8	7.9	7.9	7.8
	金井橋	A	7.9	8.1	8.1	8.3	8
	多野橋	A	7.9	8.7	8.7	9.1	8
	鮎川橋	A	8.0	8.7	8.9	9.4	7.9
中川	中川大橋	B	7.5	7.4	7.3	7.3	7.6
	中川上橋	B	8.8	8.1	8.0	7.5	7.7
笹川	新笹川橋	A	8.8	8.3	8.2	8.0	8.2
温井川	温井西橋	B	7.7	7.7	7.5	7.6	7.2
中島川	中島地区	B	7.3	7.7	7.7	7.6	7.5
思川	鬼石地区	A	9.1	7.4	7.8	7.8	8.4
三波川	小平橋	A	8.0	7.9	7.9	7.9	7.9
猿田川	猿田橋	A	8.7	8.0	8.0	7.9	8.2

※表内のぬりつぶしは環境基準を満たさなかったもの

※採水時期は冬季 (12～2月)

②生物化学的酸素要求量 (BOD)

生物化学的酸素要求量は、水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のことで、河川の有機汚濁を測る代表的な指標とされており、数値が大きいほど水質汚濁が著しくなります。

単位：mg/l

河川名	採水場所	類型	年度				
			H25	H26	H27	H28	H29
鮎川	小柏地区	A	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.9
	金井橋	A	1.0	0.5	<0.5	<0.5	1
	多野橋	A	1.1	2.1	1.0	0.9	1.5
	鮎川橋	A	1.7	1.7	1.5	1.4	0.9
中川	中川大橋	B	8.3	5.0	3.3	8.7	2.7
	中川上橋	B	6.6	2.2	0.6	4.8	3.5
笹川	新笹川橋	A	2.5	1.6	0.5	1.2	1.1
温井川	温井西橋	B	9	3.0	1.8	6.1	1.8
中島川	中島地区	B	3.0	2.3	1.2	2.5	2.2
思川	鬼石地区	A	3.0	7.7	1.5	6.1	0.8
三波川	小平橋	A	0.7	0.4	<0.5	<0.5	<0.5
猿田川	猿田橋	A	1.9	2.1	0.8	1.4	<0.5

※表内のぬりつぶしは環境基準を満たさなかったもの

※採水時期は冬季 (12～2月)

○浮遊物質量 (SS)

浮遊物質は、水中に浮遊または懸濁する直径2mm以下の粒子状物質の量をいい、粘土鉱物微粒子、動植物系プランクトンや排水等に由来する有機物や金属性沈殿物が含まれます。浮遊物質が多いと透明度などの外観が悪くなるほか、大量に増加すると悪臭を発生する原因ともなり、魚類等の水生生物の活動を妨げ、死に至らしめることもあります。

単位：mg/l

河川名	採水場所	類型	年度				
			H25	H26	H27	H28	H29
鮎川	小柏地区	A	1	<1	<1	<1	2
	金井橋	A	4	<1	<1	<1	<1
	多野橋	A	4	3	<1	<1	1
	鮎川橋	A	5	2	3	3	1
中川	中川大橋	B	2	2	1	1	2
	中川上橋	B	<1	3	2	2	2
笹川	新笹川橋	A	1	1	1	1	4
温井川	温井西橋	B	14	3	2	2	10
中島川	中島地区	B	1	9	17	17	1
思川	鬼石地区	A	<1	2	4	4	<1
三波川	小平橋	A	<1	>1	>1	<1	<1
猿田川	猿田橋	A	<1	1	1	1	1

※表内のぬりつぶしは環境基準を満たさなかったもの

※採水時期は冬季（12～2月）

○溶存酸素量(DO)

溶存酸素量とは、水中に溶解している酸素の量のことです。水質汚濁状況を測る指標のひとつとなっています。河川水や湖沼水の自浄作用や魚類などの水生生物の生息に必要な不可欠なもので、値が低いほど水の汚れが進んでいることとなります。一般に魚介類が生存するためには3mg/l以上必要とされています。

単位：mg/l

河川名	採水場所	類型	年度				
			H25	H26	H27	H28	H29
鮎川	小柏地区	A	14	14	13	13	14.5
	金井橋	A	12	14	13	13	14.7
	多野橋	A	12	14	13	14	14.3
	鮎川橋	A	12	13	13	14	12.7
中川	中川大橋	B	6.9	7.4	7.6	8.0	9.7
	中川上橋	B	14	13	12	11	12.9
笹川	新笹川橋	A	14	14	12	12	18.2
温井川	温井西橋	B	10	12	11	11	15.3
中島川	中島地区	B	7.5	10	9.5	9.0	8.8
思川	鬼石地区	A	12	10	11	12	14.4
三波川	小平橋	A	11	12	11	12	13
猿田川	猿田橋	A	12	11	9.9	11	13.5

※表内の塗りつぶしは環境基準を満たさなかったもの

※採水時期は冬季（12～2月）

○大腸菌群数

大腸菌及び大腸菌と似た性質を持つ自然界由来の菌の総称であり、乳糖を分解して酸とガスを生産する細菌群のことをいいます。大腸菌が水中に存在するということは、人畜のし尿などで汚染されている可能性を示すものです。

単位：MPN/ml

河川名	採水場所	類型	年度				
			H25	H26	H27	H28	H29
鮎川	小柏地区	A	23	2	33	23	2
	金井橋	A	79	3,500	140	330	33
	多野橋	A	79	490	330	490	230
	鮎川橋	A	790	240	790	790	230
中川	中川大橋	B	24,000	22,000	79,000	17,000	17000
	中川上橋	B	2,800	7,900	1,300	14,000	2300
笹川	新笹川橋	A	4,600	1,300	3,300	4,900	490
温井川	温井西橋	B	40,000	3,300	24,000	13,000	1300
中島川	中島地区	B	24,000	33	33	490	79
思川	鬼石地区	A	4,600	240,000	11,000	7,900	4900
三波川	小平橋	A	49	23	130	70	130
猿田川	猿田橋	A	790	1,400	790	2,200	790

(3) 生活環境の保全に関する河川環境基準

笹川・中川・温井川・中島川・思川・三波川・猿田川の7河川及び鮎川は、環境基準の河川類型指定を受けていないため、合流先河川の類型指定の環境基準で比較。

- ① 笹川、思川、三波川 ⇒ 神流川(A類型)
- ② 中川、温井川、中島川 ⇒ 烏川(B類型)
- ③ 猿田川 ⇒ 鍋川(A類型)
- ④ 鮎川 ⇒ 鍋川(A類型)



項目類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数(MPN/100ml)
AA	水道1級	6.5～	1mg/ℓ	25mg/ℓ	7.5mg/ℓ	50以下
	自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	8.5	以下	以下	以上	
A	水道2級・水産1級	6.5～	2mg/ℓ	25mg/ℓ	7.5mg/ℓ	1,000以下
	水浴及びB以下の欄に掲げるもの	8.5	以下	以下	以上	
B	水道3級・水産2級	6.5～	3mg/ℓ	25mg/ℓ	5mg/ℓ	5,000以下
	水浴及びC以下の欄に掲げるもの	8.5	以下	以下	以上	
C	水産3級	6.5～	5mg/ℓ	50mg/ℓ	5mg/ℓ	—
	工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	8.5	以下	以下	以上	

- ※1 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- ※2 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- ※3 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- ※4 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水域の生産物用並びに水産2・3級の生成生物用
- ※5 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水域の生産物用並びに水産3級の生成生物用
- ※6 水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水域の生産物用
- ※7 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

12 悪臭の防止

(1) 悪臭防止法とは

悪臭防止法では、規制地域内のすべての事業場から発生する悪臭が対象となります。事業者は境界線、気体排出口、排出水における悪臭の規制基準を守らなければなりません。

悪臭防止法第3条に規定する規制地域が指定になり、法第4条に規定する規制基準が定められ、平成16年10月より施行となっています。藤岡市は、第2次一括法の施行により、群馬県から上記事務が移譲されることを受け、群馬県で規定していた内容と同じ内容で平成24年3月15日(藤岡市告示第23号)付けで告示し、平成24年4月1日から施行しています。

①規制地域（規制地域は市内全域）

各用途地域における敷地境界線上の規制基準（第1号基準）は以下のとおりです。

臭気指数区分	指 定 区 域
臭気指数13	・ 鬼石地区全域（旧鬼石町全域）
臭気指数15	・ 第一種低層住居専用地域 ・ 第一種中高層住居専用地域 ・ 第一種住居地域 ・ 第二種中高層住居専用地域 ・ 第二種住居地域 ・ 準住居地域 ・ 近隣商業地域 ・ 商業地域 ・ 準工業地域
臭気指数21	・ 工業地域及び工業専用地域 ・ 指数15区域以外の市域全域

②法第4条第2項第1号に規定する敷地の境界線の地表における臭気指数の規制基準

臭気指数とは、人間の嗅覚を用いて悪臭の程度を数値化したもので、具体的には、工場や事業場において臭気が感じられなくなるまで無臭空気でもめたときの希釈倍率(臭気濃度)を求め、その常用対数に10を乗じた値です。

※臭気指数 = $10 \times \log$ (臭気が感じられなくなるまで希釈した時の希釈倍数)

③悪臭に係る規制基準の考え方

においては、臭気物質が嗅細胞を刺激することにより感じられ、空気中の臭気物質の濃度が高くなれば、それだけにおいも強く感じられます。においの強さは感覚的なものであることから、その程度を数値化する手法として④の表のように、においの強さを6段階に分け、0から5までの数値で表す臭気強度表示法が使用されています。

この臭気強度表示法は悪臭防止法において、規制基準を定めるための基本的考え方として用いられており、臭気強度2.5～3.6に対応する物質濃度、臭気指数（においを定められた方法で人間の嗅覚を用いて測定するもの）が敷地境界線の規制基準の範囲として定められています。

④6段階臭気強度表示法による臭気強度と規制基準の関係

臭気強度	内 容	
0	無臭	} 敷地境界線の規制基準設定の範囲
1	やっと感知できるにおい（検知閾値濃度）	
2	何のにおいかわかる弱いにおい（認知閾値濃度）	
(2.5)	(2と3の間)	
3	らくに感知できるにおい	
(3.5)	(3と4の間)	
4	強いにおい	
5	強烈なにおい	

⑤臭気強度に対応する臭気指数

臭気強度	2.5	3.0	3.5
臭気指数	10～15	12～18	14～21

(2) 悪臭防止法による県、市町村の事務

- ① 事業者に対する報告徴収、立入検査、改善勧告、改善命令
- ② 事業者に対する事故時の応急措置命令
- ③ 規制地域及び規制基準の設定並びに公示〔平成24年4月1日より県から移譲〕

(3) 悪臭発生源と関連する主な法令

悪臭発生源	関連すると思われる法令
畜産・農業 畜産業・化製場	・水質汚濁防止法 ・化製場に関する法律 ・家畜伝染病予防法
飼料・肥料製造	・水質汚濁防止法 ・化製場などに関する法律 ・肥料取締法
食料品製造	・水質汚濁防止法 ・食品衛生法 ・毒物及び劇物取締法
化学工業 石油・パルプ等	・水質汚濁防止法 ・大気汚染防止法 ・労働安全衛生法 ・毒物及び劇物取締法 ・薬事法 ・高圧ガス取締法 ・消防法
その他の製造 塗装・印刷等	・水質汚濁防止法 ・労働安全衛生法 ・毒物及び劇物取締法
サービス業 その他	・水質汚濁防止法 ・ダイオキシン類対策特別措置法 ・都市計画法 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法 ・大気汚染防止法
し尿・廃棄物処理	・水質汚濁防止法 ・下水道法 ・都市計画法
下水処理場	・水質汚濁防止法 ・下水道法 ・都市計画法
と畜場	・水質汚濁防止法 ・と畜場 ・都市計画法
火葬場	・墓地埋葬に関する法律 ・都市計画法
クリーニング	・クリーニング業法 ・水質汚濁防止法 ・下水道法
飲食店	・食品衛生法
ビルピット	・水質汚濁防止法 ・下水道法 ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律

13 犬の登録と狂犬病予防注射

狂犬病予防法により、犬の所有者は、年に1回予防注射を受けることが、義務付けられています。(子犬の場合は生後91日以降に受けることとされています。)

狂犬病予防法では、登録についても定めており、新しく犬の飼主になる場合、飼主は犬が家に来た日から30日以内に、(生後90日以内の子犬の場合は、生後90日を経過してから30日以内に)市町村長に犬の登録を申請しなければなりません。

(1) 平成29年度狂犬病予防集合注射の実施状況

- ① 春期： 5月(9日間) / 72会場(うち休日1日間)
- ② 秋期： 11月(4日間) / 32会場(うち休日1日間)

(2) 犬の登録頭数及び狂犬病予防注射の実績

年度	登録頭数		新規登録・死亡・転出入の内訳				狂犬病予防注射の実績			
	期末現在	前年比	新規登録数	登録犬死亡数	転入数※	転出数※	集合注射	個別注射	計	接種率
H13	4,848		354	290	5	5	3,009	681	3,690	76.1%
H14	4,556	△ 292	379	622	1	54	3,099	583	3,682	80.8%
H15	4,590	34	377	342	4	2	3,031	580	3,611	78.7%
H16	4,747	157	383	326	1	1	2,907	661	3,568	75.2%
H17	5,237	490	361	369	10	8	3,112	773	3,885	74.2%
H18	5,314	77	377	338	10	1	2,997	850	3,847	72.4%
H19	5,317	3	429	439	26	13	2,966	924	3,890	73.2%
H20	5,137	△ 180	383	554	10	19	2,838	935	3,773	73.4%
H21	5,063	△ 74	317	393	17	15	2,815	920	3,735	73.8%
H22	4,997	△ 66	316	392	22	12	2,656	948	3,604	72.1%
H23	4,868	△ 129	271	399	22	22	2,548	938	3,486	71.6%
H24	4,646	△ 222	253	479	22	18	2,446	928	3,374	72.6%
H25	4,471	△ 175	241	411	8	13	2,272	975	3,247	72.6%
H26	4,411	△ 60	282	352	24	14	2,061	1,085	3,146	71.3%
H27	4,153	△ 258	218	491	38	23	1,887	1,115	3,002	72.3%
H28	4,322	△ 89	315	372	35	67	1,753	1,191	2,944	68.1%
H29	3,885	△ 437	285	438	34	64	1,664	1,161	2,825	72.7%

※市外から市内または市内から市外への転出入数

(3) 犬ふん害防止啓発看板の配布(各行政区からの要望に応じ配布)

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29
区分						
配布数	76枚	80枚	64枚	72枚	30枚	29枚

14 空間放射線量の測定

藤岡市では、平成23年度から市内各所（小学校11校、中学校5校、幼稚園・保育園26園、公共施設15か所）において、簡易測定機器を用いた空間放射線量の測定を行い公表しています。

測定結果については、降雨等により一時的に数値が上がる箇所もありますが、全ての地点で問題のないレベル（ $0.23 \mu\text{Sv/h}$ 未満）となっています。

○空間放射線量月別平均値

（単位： $\mu\text{SV/時間}$ ）

年度	項目 測定月	測定箇所			
		小学校	中学校	幼・保育園	公共施設
H24	平均	0.05	0.05	0.06	0.06
H25	平均	0.05	0.05	0.06	0.06
H26	平均	0.05	0.04	0.06	0.05
H27	平均	0.05	0.04	0.06	0.05
H28	平均	0.05	0.04	0.06	0.05
H29	4月	0.04	0.04	0.06	0.05
	5月	0.05	0.04	0.06	0.05
	6月	0.04	0.04	0.06	0.05
	7月	0.04	0.04	0.06	0.05
	8月	0.04	0.04	0.06	0.05
	9月	0.04	0.04	0.06	0.05
	10月	0.05	0.04	0.06	0.05
	11月	0.05	0.04	0.06	0.05
	12月	0.05	0.04	0.06	0.05
	1月	0.04	0.04	0.06	0.05
	2月	0.04	0.04	0.06	0.05
	3月	0.05	0.06	0.06	0.05
	平均	0.04	0.04	0.06	0.05
	備考	最大値0.06 最小値0.03	最大値0.05 最小値0.03	最大値0.10 最小値0.03	最大値0.10 最小値0.03

※1 測定機器：シンレーションサーベーターTCS172-B

※2 環境省の定める「除染が必要な放射線量」は、 $0.23 \mu\text{SV/h}$ （マイクロシーベルト）。

※3 シーベルトという単位は、放射線の量をあらわす単位で、人体などが放射線のエネルギーを吸収したことによって受ける影響の度合いをあらわします。

1シーベルトの千分の一が1ミリシーベルト、1ミリシーベルトの千分の一が1マイクロシーベルト（ μSV ）です。

※4 地上50cm・地上1mの高さで測定

※5 公共施設測定箇所は次のとおりです。

烏川緑地スポーツ広場、毛野国丘陵白石公園、ららん藤岡、藤岡市役所、岡之郷緑地公園、中央公園、藤岡総合運動場、二千階段、桜山公園、みかぼ森林公園、土と火の里、蛇喰溪谷、浄法寺スポーツ公園、鬼石総合グラウンド、庚申山総合公園

15 スズメバチ駆除費補助金

藤岡市では、スズメバチによる危険を防止し、市民生活の安全を図るため、駆除に要した費用の一部を補助しています。

補助金の額は、スズメバチの駆除に要した費用の2分の1に相当する額とし、1万円を限度に補助しています。

年度	項目	件数	駆除費用	補助金	備考
H23		38 件	490,150 円	224,200 円	※補助率 駆除に要した費用の2分の1、上限1万円。 (100円未満切捨て)
H24		38 件	450,900 円	210,000 円	
H25		37 件	446,800 円	212,000 円	
H26		49 件	638,880 円	305,900 円	
H27		91 件	1,373,560 円	630,100 円	
H28		100 件	1,407,560 円	663,300 円	
H29		91件	1,390,600 円	587,600 円	

16 墓地・納骨堂等の経営等の許可等

墓地、埋葬等に関する法律に基づき、墓地・納骨堂等について、経営許可あるいは変更・廃止許可の業務を行っています。

本業務は、平成24(2012)年度に、群馬県から藤岡市に移譲されました。

○許可申請等の推移

年度	項目	事前協議	許可申請			相談
			経営許可	変更許可	廃止許可	
H25		—	—	—	1 件	2 件
H26		—	2 件	—	1 件	11 件
H27		—	1 件	—	—	7 件
H28		—	—	—	2 件	3 件
H29		—	1 件	—	—	3 件

○墓地等の設置数の推移

年度	区分	墓地	納骨堂	火葬場
H24		1,855 箇所	1 箇所	1 箇所
H25		1,854 箇所	1 箇所	1 箇所
H26		1,855 箇所	1 箇所	1 箇所
H27		1,856 箇所	1 箇所	1 箇所
H28		1,854 箇所	1 箇所	1 箇所
H29		1,855 箇所	1 箇所	1 箇所

17 専用水道・簡易専用水道、小水道等の衛生管理

この業務は、水道法に基づく専用水道及び簡易専用水道に関する届出受理や検査等の業務と、水道法の適用を受けない小規模な水道施設（小水道施設）の経営や設置等に関する許可申請や設置の届出等に関する業務で、平成25(2013)年度より群馬県から移譲された事務です。

これらは、飲用に供する水道関連の施設であり衛生上の安全確保が不可欠であることから、施設の設置者からの報告徴収や立入検査も実施することになっており、基準違反等に対する改善の指示や命令並びに罰則に処する場合があります。

○許可申請等の状況

区分	専用水道 100人超or20m ³ /日	簡易専用水道 受水槽容量10m ³ 超	小水道		
			小水道事業	専用小水道	専用自家水道
			計画給水人口 30人-100人以下 一般	計画給水人口 30人-100人以下 自家用(居住目的)	30人以上 自家用 (居住目的外)
年度	許可申請・届出	届出	許可申請・届出	届出	届出
H25	—	3件	—	—	—
H26	2件	9件	1件	—	1件
H27	—	1件	—	—	—
H28	—	1件	—	—	—
H29	—	1件	—	—	—

○水道施設等の状況(施設数・立入検査実施件数)

区分	専用水道 100人超or20m ³ /日		簡易専用水道 受水槽容量10m ³ 超		小水道					
					小水道事業		専用小水道		専用自家水道	
					施設数	立入検査 実施件数	施設数	立入検査 実施件数	施設数	立入検査 実施件数
年度	施設数	立入検査 実施件数	施設数	立入検査 実施件数	施設数	立入検査 実施件数	施設数	立入検査 実施件数	施設数	立入検査 実施件数
H25	5件	1件	52件	6件	18件	3件	2件	—	14件	4件
H26	3件	1件	50件	12件	18件	3件	2件	—	12件	1件
H27	3件	1件	50件	13件	18件	3件	2件	—	9件	1件
H28	3件	0件	50件	11件	18件	7件	1件	1件	9件	1件
H29	3件	0件	51件	11件	18件	4件	1件	0件	9件	3件

※1 専用水道とは、寄宿舎・社宅・療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であって、次のいずれかに該当するものをいう。

- ・100人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの。
- ・その水道施設の一日最大給水量が20m³を超えるもの。（ただし、他の水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水道施設のうち地表又は地中に施設されている部分の規模が政令で定める基準以下である水道を除く。）

※2 簡易専用水道とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするもので、その水をいったん受水槽に溜めてから給水する水道で、受水槽の有効容量の合計が10m³を超えるものをいいます。

※3 小水道とは、地下水などを水源として30人以上の人に飲用のための水を供給する水道法の規制を受けない水道を「小水道」といいます。市条例により水質検査や消毒管理等を実施しなくてはなりません。

- ・小水道事業：給水人口30人以上100人以下の小水道事業を經營しようとする者や小水道事業を廃止しようとする者は、市長の許可を受けなくてはなりません。
- ・専用小水道：寄宿舎・社宅・療養所等における自家用の小水道その他小水道事業の用に供する小水道以外の小水道であって、30人以上の者にその居住に必要な水を供給するもの。
- ・専用自家水道：学校・事務所・事業所等における自家用の小水道その他小水道事業の用に供する小水道以外の小水道であって、30人以上の者にその飲用に必要な水を供給するもの。

18 環境基本計画における目標指標(ベンチマーク)達成状況

■ 基本目標 1

大自然の豊かな恵みを次世代に伝えるまち

1. 清らかな水の保全

(1) 水源の維持と水質の保全

○ 市内の主要8河川のうち、環境基準（5項目）を満たしている河川の割合

指標項目		単位	平成18年度 (基準)	平成24年度 (中間)	平成28年度	平成29年度 (最終)
河川の水質基準達成率	目標	%	-	88.0	-	100.0
	実績		86.0	84.7	81.9	87.1

■ 基本目標2

誰もが快適に暮らせる美しいまち

1. 快適で安らげる生活環境の確保

(1) 生活排水対策の推進

○ 下水道の普及率および接続率並びに合併処理浄化槽設置数

指標項目		単位	平成18年度 (基準)	平成24年度 (中間)	平成28年度	平成29年度 (最終)
下水道の普及率	目標	%	-	➡	-	29.0
	実績		21.8	26.8	32.1	32.5
水洗化率(接続率)	目標	%	-	➡	-	85.0
	実績		77.6	74.2	73.3	74.7
合併処理浄化槽数	目標	基	-	3,500	-	5,000
	実績		2,390	5,643	6,990	7,197

(2) 公害の未然防止

○ 苦情(事業系、生活系)相談の件数

指標項目		単位	平成18年度 (基準)	平成24年度 (中間)	平成28年度	平成29年度 (最終)
公害苦情件数	目標	件	-	130	-	100
	実績		176	260	176	197

(3) 環境保全協定

○ 公害防止のため地域の環境保全を目的に協定を結んだ事業者数

指標項目		単位	平成18年度 (基準)	平成24年度 (中間)	平成28年度	平成29年度 (最終)
環境保全協定締結	目標	事業者	-	60	-	100
	実績		52	56	37	49

※H24年度以前は公害防止協定も含む数

※H28年度以降は、新環境保全協定のみ数

■ 基本目標3

地球の未来に向けて環境づくりに取り組むまち

1. 地球温暖化対策の推進

(1) 温室効果ガスの排出抑制

○ 市の事務事業から排出される温室効果ガス排出量の削減割合

指標項目		単位	平成18年度 (基準)	平成24年度 (中間)	平成28年度	平成29年度 (最終)
市のCO ₂ 排出量削減率	目標	%	-	6.0	-	10.0
	実績		-	3.5	3.0	10.9
(参考) 市のCO ₂ 排出量		t/CO ₂	19,420	18,750	18,832	17,310

(2) 新エネルギーの導入推進

○ 住宅用太陽光発電システムの設置者に対する補助金交付世帯数

指標項目		単位	平成19年度 (基準)	平成25年度 (中間)	平成28年度	平成30年度 (最終)
太陽光発電システム導入 助成制度利用世帯数	目標	世帯	-	100	-	200
	実績		0	1,091	1,446	1,536

2. 資源循環型の地域社会の形成

(1) ごみの減量とリサイクルの推進

○ 一般廃棄物(事業系、家庭系)廃棄物の総排出量とリサイクルの割合

指標項目		単位	平成19年度 (基準)	平成24年度 (中間)	平成28年度	平成30年度 (最終)
一般廃棄物の総排出量	目標	t	-	29,170	-	27,540
	実績		29,904	28,720	27,980	28,026
一般廃棄物の再生利用率	目標	%	-	15.5	-	18.0
	実績		13.7	21.4	20.6	20.4

(1) 協働のための仕組みづくり

指標項目		単位	平成19年度 (基準)	平成24年度 (中間)	平成28年度	平成30年度 (最終)
アダプトプログラム登録件数	目標	件	-	60	-	120
	実績		-	54	64	



平成30年度 環境事業概要
《平成29年度事務事業》

(平成31年3月発行)

藤岡市 市民環境部 環境課